明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四五）　三

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（二四六）　五

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四七）　五

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四八）　九

○公文書等の管理に関する法律の施行期日を定める政令（二四九）　一五

○公文書等の管理に関する法律施行令（二五〇）　一五

○公文書管理委員会令の一部を改正する政令（二五一）　一五

〔条約〕

○強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（一四）　一六

〔省令〕

○消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（**総務**一一一）　三三

○消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令（**同**一一二）　三三

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**外務**一四）　三三

○在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（**同**一五）　三四

〔告示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（**内閣府**三七〇～三八七）　三四

○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（**同**三八八～三九四）　三六

○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（**同**三九五～四八一）　三七

○地域再生計画を認定した件（**同**四八二～四八六）　四四

○地域再生計画の変更を認定した件（**同**四八七～四九〇）　四四

○消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項に規定する総務大臣が定める日を定める件（**総務**四四〇）　四五

○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（**消防庁**二四）　四五

○強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の効力発生に関する件（**外務**五二二）　四六

○保安林の指定をする件（**農林水産**二二六九～二二七六）　四六

○保安林の指定を解除する件（**同**二二七七、二二七八）　四八

○保安施設地区の指定をする件（**同**二二七九、二二八〇）　四八

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二四五号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二二年法律第九号）附則ただし書に規定する規定は、平成二三年一月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二四六号）（外務省）

1　在コタキナバル日本国総領事館に関する部分を削ることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　在ラオス日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　この政令は、平成二三年一月一日から施行することとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四七号）（環境省）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二二年法律第三四号）の施行期日は平成二三年四月一日とすることとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四八号）（環境省）

1　熱回収施設設置者認定制度の手続等関係

㈠　認定熱回収施設設置者が熱回収施設において行う処分の基準を定めることとした。（第五条の四及び第七条の三関係）